

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

2015年5月号

担当：平出・許

固定資産加速度減価償却の実施（財税「2014」75号）

昨年 11 月号のニュースレターでご紹介した《固定資産加速減価償却に関する企業所得税完備の通知》（財税「2014」75 号）及び《固定資産加速減価償却税収政策に関する問題の通知》（国家税務総局公告「2014」64 号）を適用して 2014 年度決算を行われた企業も多いかと思いますが、11 月号のニュースレター配信後に財税「2014」75 号を補足するかたちで国家税務総局公告「2014」64 号が公布されておりますので、今回改めて前回のニュースレターの内容を一部補足・訂正させていただきます。

(1) 税務上の費用に関する優遇措置

財税「2014」75 号では、全業種企業を対象に単価が 5,000 元以下の固定資産について、課税所得の計算上一括損金処理が可能であり、また特定の 6 業種（生物薬品製造業・運輸設備製造業・電子設備製造業・計器設備製造業・情報伝送、ソフトウェア、情報技術サービス業）が取得する固定資産については、課税所得の計算上最低減価償却年数の 60%を下回らない範囲で減価償却期間を短縮でき、または二倍低減法または年数総和法などの加速減価償却の方法で減価償却費を損金算入できるとしています。

なお、この規定の適用を受けるためには、企業所得税の確定申告書に当該規定を受ける固定資産の内訳を記載した別表を添付することが求められています。

一方、《企業会計準則》については固定資産の定義及びその減価償却について特段の変更はされておらず、従来の方法により固定資産に計上して減価償却費を計上することになります。したがって会計上原則的な処理を行った上で、財税「2014」75 号の適用を受ける場合には、適用初年度には税務上の損金算入可能額全額を損金処理し、翌年度以降は会計上費用計上した金額を税務上は確定申告の際に課税所得に加算調整が必要になり申告調整が煩雑になる可能性があります。

（具体例）

取得価額 5,000 元の器具備品を取得

会計上 5 年間で償却：年間償却費計上額 1,000 元

税法上耐用年数 5 年：本来の年間損金計上額 1,000 元

⇒財税「2014」75 号を適用し取得年度に 5,000 元で全額損金処理

（1 年目）

会計上の費用：1,000 元

税務上の費用：5,000 元（財税「2014」75 号を適用）

差額：4,000 元（会計上の利益から減算調整）

（2 年目～5 年目）

会計上の費用：1,000 元

税務上の費用：0 元

差額：1,000 元（会計上の利益に加算調整）

したがって単価 5,000 元以下の資産の一括損金処理を行う場合には、会社の財務規定における固定資産の減価償却に関する規定を税務に合わせてしまうということも実務的に検討の余地があるかと思えます。

日本では一般的には会計上減価償却費として計上した金額のうち、税務上の損金算入限度額までの金額が税務上の費用として認めるとされており、損金経理要件が課されていますが、これとは異なる取扱いとなっています。

(2) 2014年以降に取得した中古資産でも適用可能

財税「2014」75号により、2014年1月1日以降に購入した資産であれば、中古資産であってもこの規定の適用が可能です。購入時点の判断は原則として発票の発行日が2014年1月1日以降かどうかで判断されますが、分割払いまたは買掛方式で購入する場合の購入時点はその資産の受け入れ日で判断し、自社製の資産については製造完了、会計処理上の決算時点で判断するとされています。

(3) 設備のみでなく家屋、建築物についても適用可能

財税「2014」75号の規定は特定の6業種が購入取得した建物・構築物も適用できます。

(4) 適用は会社が任意選択できる

財税「2014」75号による加速度償却はあくまで企業が選択して適用するか否か判断することができますが、2014年度の決算において一部の税務機関は適用を企業に強制しているケースが見受けられます。

また、この規定の適用にあたっては以下の事項に注意する必要があります。

- ① 一旦減価償却年数を短縮した場合には、以後むやみに変更はできない。
- ② 一旦二倍低減法または年度総和法などの加速減価償却の方法を選択した場合には、以後むやみに変更できない。
- ③ 上記の政策のうちの複数の政策を利用できる場合は、その中で最も有利な政策を選定できるが、一旦選定したら以後むやみに変更することはできない。

11月号のニューズレターでもご紹介しましたが、設立したばかりで利益が十分でない企業や赤字企業、過去の繰越欠損金が残っている企業がこの規定を適用しても税務上のメリットが十分生かせないケースもあります。

また、2014年度において当規定を適用していない企業が、以後のいずれかの年度において適用できるか、また適用する資産と適用しない資産を任意に決めることができるかについては明確な規定がありません。

当該通知の具体的な適用にあたっては、会計処理との差異調整の事務負担、財務規定の整備の要否、加速度償却の有利不利判定等について十分検討の上ご判断ください。

以上